

平成20年度第1回特定疾患対策懇談会議事要旨について

- 平成20年6月4日、第1回特定疾患対策懇談会（会長：日本学術会議会長 金澤 一郎）が開催された。
- 特定疾患治療研究事業における、重症急性膵炎の認定基準と臨床調査個人票の改定について報告が行われた。
- 難治性疾患克服研究事業の対象疾患の考え方について検討が行われた。その概要は以下の通り。
 - ・ 事業の対象疾患を拡大できるよう、当面の対応として、現在の研究班の対象疾患の類似の病態で、事業の対象疾患の4要件（希少性、原因不明、効果的な治療法未確立、生活面への長期にわたる支障）や各研究班の方針を踏まえ、各研究班の研究分野に一致するものを対象に取り込めるようにする。
 - ・ 今後、各研究班の方針を確認した上、対象疾患について具体的に検討を行うこととする。
 - ・ なお、これまで研究が行われていないその他の難治性疾患について、実態把握等のための調査研究を奨励する仕組みについては引き続き検討する。
- 難治性疾患克服研究事業の効果的な推進方策についても、以下のような意見が交わされた。
 - ・ 症例収集、診断基準の作成、実態把握、検体収集等を行うことが、難治性疾患克服研究事業の特色であり、拡充し継続することが重要。
 - ・ 基礎的な研究については文部科学省等から助成が行われており、難治性疾患克服研究事業は臨床的な研究に焦点を絞るべきである。
 - ・ 特に重点研究分野において、成果が上がっているかどうか、各研究課題の評価を適切に行うべきである。